

総務経済委員会行政視察報告

視察第1日 滋賀県長浜市 令和7年4月23日(水)

●視察先・視察項目

滋賀県長浜市 「長浜市における法令順守の推進と公益通報制度 について」

長浜市の概要

長浜市は滋賀県の北部に位置し、東西約25km、南北約40kmと市域は東西に短く南北に長い。概ね東端を伊吹山地、北端を野坂山地、西端を琵琶湖で区切られている。琵琶湖を含めた市域面積は681.02km²で、広さは高島市に次いで滋賀県下第2位である(陸部のみの面積は県下第1位)。平成の大合併により市域は琵琶湖から岐阜県境・福井県境まで拡大し、湖北地方の大部分を占める。令和6年4月1日現在の人口は、113,297人で、長浜市は商工業都市として近世から発達してきた。3,000人以上のブラジル人が居住している。世帯数は、47,664世帯である。姉川古戦場など戦国時代の史跡が多く、国友は近世に国内有数の鉄砲生産拠点として栄えた。中心市街は、羽柴秀吉によって長浜城の城下町として整備された。長浜城の廃城後は大通寺(長浜御坊)の門前町、北国街道や琵琶湖水運の要衝として発展し湖北地方の中心地とされている。長浜市域では、年間300万人の観光客が訪れている。



<視察目的について>

内部公益通報について内部統制整備では、どのような考えで進めているのか、また、内部公益通報対応体制の下、通報対応を行うための周知について、職員への働きかけについては、どのような施策（研修等）を実施しているのか何うとともに、やはり内部通報については、実情として過去に1件であるとのことで、少ないとは思ったが、別に職員等から寄せられる相談や、嫌がらせ等を含む、行為の通知に於いて、本市の組織に対する自浄作用に帰するような相談内容などについて訪問し何うこととした。

2 視察内容

<長浜市における公益通報制度>

近年、国民生活の安心や安全を損なうような企業不祥事の多くが、事業者内部の関係者等からの通報を契機として、相次いで明らかになっている。

このような状況を踏まえて、事業者による国民の生命や身体の保護、消費者の利益の擁護等にかかわる法令遵守を確保するとともに、公益のために通報を行ったことを理由として、労働者が解雇等の不利益な取扱いを受けることがないよう、平成18年4月に『公益通報者保護法』が施行された。

また、地方自治体においても、入札談合への関与、公金横領等の不祥事が後を絶たず、職員が不当な要求を受ける事件も発生している。

長浜市では、市職員等が市の法令違反行為等に関する通報（公益通報）を行うことや、職員に対する不当な要求等（不当要求行為等）に対する組織的な対応について定め、職員の法令遵守と事務事業の円滑、公正な遂行を確保するとともに、企業等で働く皆さんからの会社等の違反行為等に関する通報（外部公益通報）を受付けるため、平成19年10月1日から『長浜市公益通報及び不当要求行為等の対策に関する条例』を施行した。

<長浜市における実行体制について>

- 通報者は、市の法令違反行為等について、通報窓口に通報する。
- 通報窓口は、副市長・教育長・病院事業管理者・総務部長で構成する公益通報委員会に報告し、委員会は、受理・不受理の判断をしたうえで、市長に報告する。
- 市長等は、是正や再発防止等の措置を講じるとともに、必要な場合は、関係者を処分する。
- 通報者に、調査結果、是正措置等の内容を通知する。

- 毎年度、公益通報の件数や内容を公表する。

この事は、市が行う業務について、法律違反や、人の生命、身体、生活環境に重大な損害を与えるおそれのある行為が行われていたり、または行われようとしている場合に通報できるとしている。主に市の職員が通報しますが、長浜市では、市の出資団体や外郭団体の職員、市への派遣社員、市と契約を締結している事業等に従事している人、指定管理業務に従事している人も通報できるとしている。

また、公益通報保護法では、市民の皆さんからの通報を対象としていないが、長浜市では、市民の皆さんからの、その労務提供先に関する通報も、職員からの通報と同じように受付けることとしている。また、市に対する要望や苦情等は、公益通報とまらないので、これまでどおり電話や電子メール等で、市の指定している総務課内部統制推進室を通報窓口として、こちらに通報することとなっている。

条例では、公益通報の事務に従事する職員または従事していた職員に、業務に関して知り得た秘密の保持を義務づけており、調査を行うときにも、他の職員等に通報者が特定されないよう十分配慮している。

また、通報者は、通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けないとし、秘密を漏らした者や通報者に不利益な取扱いを行った者は、懲戒処分等を受けることになる。

＜長浜市における法令遵守の推進＞

● 趣旨

今後の人口減少社会において、限られた行財政資源（人員や財源等）で、多様化・高度化する市民ニーズに対応した行政サービスを安定的・持続的に提供していくためには、法令等を遵守した適正な業務執行と効率的かつ効果的な行政運営が必要不可欠である。そのため、地方自治法に基づく内部統制の取組として、職場で発生する業務上のリスクを想定し、あらかじめ対応策を講じることで適正な業務執行を確保するとともに、一連の取組を通じて、業務の効率化や業務目的の効果的な達成等により働きやすい職場環境を実現し、市民の皆様から信頼される行政運営の確立を目指して取り組むものである。

● 基本的な考え方

長浜市では、平成 27 年度から独自の業務リスク管理として、定められたルールに基づいて業務を遂行しているかを管理・記録し、その評価を行う取組を行ってきたが、地方自治法の改正により内部統制制度が法制化されたことから、新たに重点的に取り組む事項を設定し、リスクを想定して事前に対策を講じるなど、リスク対策を強化するとともに、モニタリングの実施等により取組の実効性を高めることで、リスクを想定して業務をコントロールする仕組みへと転換し、リスクの未然防止と発生時の影響の抑制を図っている。年度ごとに前提が変わっていくことが予想される。将来世代である子どもたちは、大人の姿勢や在り方を見て育っていく。生まれ育った人々、還ってくる人々、移り住んでくる人々、あるいは外から関わっている人々など、このまちには既に、経験や価値観の異なる様々な人々がいる。互いに育ち合いながら、気持ちよく暮らしていける知恵や工夫の積み重ねが、「まちを将来世代につなぐ」ことを実現する。

● 令和 5 年度長浜市内部統制制度評価の概要

全庁的な内部統制に基づく具体的な取組が、業務レベルの内部統制である。あらかじめ抽出された共通リスク項目（基本 40 項目）について、不備が発生する度に所属で改善策を講じ、四半期ごとに評価を行う。その内特に重点的に取り組む 12 項目については、重点項目として、年度当初にリスクの識別と未然防止策を講じ、年間を通じ予防策を実施するとともに、中間点検及び年度末の総括評価を行う。

リスクの抽出(全庁共通) 【基本項目チェックシートで評価する】

○重点項目評価シートで評価する項目（重点的に取り組む 12 項目）基本 40 項目のうち重要度、影響度、発生度が高く、特に重点的に取り組むものを重点項目として位置づけており、リスクの未然防止を図るとともに、整備上及び運用上の不備の有無を評価する次の 12 項目をいう。

①入札の中止・落札決定の取消し、②契約書の不備、③入札情報の漏えい、④証明書等の発行誤り、賦課及び督促等相手の誤り、⑤個人情報情報の漏えい・紛失、⑥情報資産管理の不備、⑦補助金の交付誤り、⑧施設管理の不備、⑨債権管理の不備、⑩公用車の事故、⑪業務管理の不備による業務停滞、⑫各所属独自項目

○各リスク管理シートに基づく取組の実施 ○基本項目チェックシートに基づく評価の手順

①所属長は、予め定めた基本40項目について、所属職員からの報告や審査部署からの指摘により不適正な事案の発生が発覚した場合は、その内容、発生原因及び再発防止策をシートに記入(1次評価)。②部局次長は、四半期毎に部局の取組結果を総括評価(2次評価)し、シートに記入して内部統制推進部局に提出。③評価部局は、各部局から提出された評価シートに基づき最終評価を実施。

○重点項目評価シートに基づく評価の手順 ①重点12項目については、年度当初に各所属においてリスクの分析を行い、予め抽出したリスクに対して有効な未然防止策を策定し、年間を通じ実施。②所属長は、年度末に、未然防止策を講じた重点項目について、不適正な事案の発生状況等により整備・運用上の不備の有無を自己評価(1次評価)し、シートに記入して部局次長に提出。③部局次長は、部局内の各課の取組状況の総括評価(2次評価)を行い、シートに記入して、内部統制推進部局に提出。④評価部局は、各部局から提出された評価シートに基づき、年度末に最終評価を行う。

運用状況としては

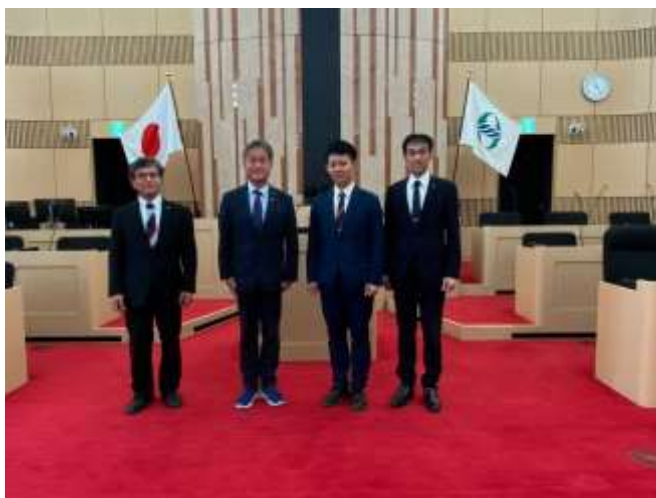
基本項目の40のリスク項目については、605件の不適正な事案が発生し、令和4年度と比べると119件減少している。重点項目の12のリスク項目については、事前に策定した未然防止策に対して年度末に運用上の不備があったと評価した所属は、延べ58課(室)だったが、いずれも是正されている。また、これらの事案は定期的に内部統制連絡会議等において情報共有し、全庁的な再発防止に取り組んでいる。

総括としては

一部重大な不備も認められたが、報告された不適正事案の件数は前年度と比べ119件、約16.4%減少する等、これまでの不適正事案に対する是正措置が有効に機能しているものと評価できる。これまでも、報告された事案については全庁的に情報共有し、各部局において同様の事案が発生しないよう対応してきたが、今後は、実施している措置が今後も有効に機能するものか、一連の取組が形骸化していないか等、不断の確認と見直しを定着させていく必要がある。次年度も引き続き内部統制制度がより有効的に機能するよう、職員が一体となって取組を推進するとともに、他部署とも連携を図りながら適正な財務事務の執行を図っていくこととしている。

3 所感

長浜市の令和5年度長浜市内部統制評価報告書については、評価手続及び評価結果に係る記載はおおむね相当であると認められた。しかしながら、出納検査及び定期監査において、指摘件数は前年度と比べて増加しており、その要因は職員の認識不足や単純なケアレスミスに起因するものであり、所属内のリスクを想定した内部統制が機能していれば、防げた多くの指摘事項が見受けられた。今後について



内部統制の運用については、発生した事務事故等の原因を追究し、リスクを発生させない効果的な再発防止策を講じるとともに、リスクを見逃さない組織力の向上に取り組まなければならないとし、本年度は、内部統制制度が導入されて3年目となるが、一部に不備が見受けられるため、改めて組織マネジメントがしっかり機能されるよう求められている。内部統制制度が効果的に運用されるためには、各所属のみならず内部統制を推進する全組織が連携して、引き続き改善すべき点は継続的に見直しを行い、制度の充実をはかることとしていた。視察での内容は以上の通りであり、本市についても通報に対応する内容を適切に聞き取り、通報に関する秘密保持、個人情報の保護に留意し、誠実かつ公正に取り扱って頂きたいと思うし、こうした職員等からの通報などを積極的に活用した、リスク管理を通じて、本市が適切に行政事務を遂行することで、3月定例会での一般質問でも討論したが、市民からの信頼の確保並びに内部監査機能の強化、組織の法令遵守が担保されると思うからである。最後に、他自治体が実施している内部統制整備の実施内容等を精査し、新城市独自のリスク管理シートに基づき、取組みをお願いし滋賀県長浜市における研修報告とする。

(担当：小林秀徳)